

第2四半期分

大阪港湾局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	工事種目	工 事 場 所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	舞洲緑地東駐車場駐 車管制設備補修工事	電気工事	此花区	アマノ株式会社	¥4,950,000	R5.8.3	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	K6	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

舞洲緑地東駐車場駐車管制設備補修工事

2 契約の相手方

アマノ(株)

3 随意契約理由

本設備は、駐車場の利用者が車両の入出庫を効率的かつ安全に行うための設備であり、入庫時の発券及び入庫管理を行う駐車券発行機、出庫時の料金精算及び出庫管理を行う自動料金精算機、並びに駐車場の満車空車状態を表示する入口表示灯などで構成されている。

本工事は、自動料金精算機が老朽化により故障しているため、補修工事を行うものである。

本設備は、アマノ(株)がシステム設計、機器製作から据え付け工事に至るまでを行い、以後の保守も一貫して行っている。本設備の運用における機能や信頼性を確保し、確実な稼働を行うには、各装置との相関関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とする。

よって、本工事を行えるのはアマノ(株)のみであり、責任の一元化を図れる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課(電気)